

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十八号

平成二十九年

三月二十九日

水曜日

目次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 尾方 恵

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一六〇人」を「一六一人」に、「四六三人」を「四六五人」に、「四七九人」を「四八一一人」に、「四九四人」を「四九六人」に、「一、六七五人」を「一、六八二人」に、「一、九七一人」を「一、九七八人」に改め、同条第二項中「五九八人」を「五九九九人」に、「一九七人」を「一九九人」に、「七九五五人」を「七九八八人」に、「一、〇七七人」を「一、〇八三人」に、「九九九人」を「九七九人」に、「一、一七六人」を「一、一八〇人」に、「一、六七五人」を「一、六八二人」に、「一、九七一人」を「一、九七八人」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番